

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規定に基づき組織する大規模氾濫減災対策協議会として設置し、「佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、隣接する市や県、国等が連携して、佐波川水系における局所的な集中豪雨や堤防決壊等による大規模な浸水被害に備え、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行う事を目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることが出来る。

(幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は別表2に掲げる幹事をもって構成する。ただし、必要に応じて幹事を追加することが出来る。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることが出来る。

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務処理を行うため事務局を設ける。

- 2 事務局は国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所河川管理課に置く。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会及び幹事会は第2条の目的を遂行するため、次に掲げる会務を行う。

- (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水施設運用等に関する取組に対して各構成員が取り組む事項を「地域の取組方針」として作成する。
- (3) 「地域の取組方針」のフォローアップ
- (4) その他、大規模氾濫に対する減災対策に必要な事項

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、協議会の決議を得なければならない。

(附 則)

本規約は、平成28年 6月28日から施行する。

一部改正、平成28年10月19日

一部改正、平成30年 3月19日

一部改正、令和 2年 2月13日

一部改正、令和 3年 1月15日

一部改正、令和 5年 7月25日

一部改正、令和 6年 5月23日

一部改正、令和 7年 5月23日

一部改正、令和 8年 5月29日

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 委員

(委 員) 山口市長
防府市長
周南市長
山口県 土木建築部長
山口県 総務部理事（危機管理担当）
気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台長
国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所長

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 幹事

(幹 事)	山口市	総務部	防災危機管理課長
	山口市	都市整備部	河川治水課長
	山口市	徳地総合支所	地域振興課長
	防府市	総務部	防災危機管理課長
	防府市	土木都市建設部	河川港湾課長
	周南市	総務部	防災危機管理課長
	周南市	建設部	河川港湾課長
	山口県	土木建設部	河川課長
	山口県	総務部	防災危機管理課長
	気象庁	福岡管区气象台	下関地方气象台 防災管理官
	国土交通省	中国地方整備局	山口河川国道事務所 副所長（河川）
	国土交通省	中国地方整備局	山口河川国道事務所 副所長（道路）